

特定商取引法改正問題に関する状況について

特定商取引法改正に対する対応経緯と状況、また自動車の点検整備が対象となった場合の影響等について、日整連等から情報提供がありましたのでご案内します。

1. 経緯等

(1) 改正の背景

一般消費者に対する訪問販売等を規制している特定商取引法（以下「特商法」という。）は、消費者トラブル実態に応じ、その対象商品や役務を指定規制し、これまで必要に応じて対象商品・役務が追加指定されてきた。しかし、規制の後追い原因となり、被害が後を絶たないことから、政府の消費者政策会議（首相が会長、国交大臣も委員）において、この指定取引・役務制を廃止し原則全ての取引商品・役務を規制する可能性について検討することになり、今通常国会での法改正に向け、現在、主管の経済産業省と各業種所管大臣との間で調整が進められている。

(2) 自動車の点検・整備が「特商法」の対象となった場合の影響

（自動車の点検・整備について、訪問販売、電話勧誘販売等により受注した場合）

- ①販売に先立ち、事業者名、契約を勧誘する趣旨、サービスの種類、担当者名を明らかにする。
- ②契約を受付けた際、その内容を明らかにした書面（契約書）の交付
- ③書面交付から8日間のクーリングオフ（消費者による契約の解除）の適用
- ④規制違反の場合の立入調査、改善指導、業務停止（経産大臣と各業種所管大臣による）等の規制がかかり、事業への影響が懸念される。

2. 業界要望

国（運輸局長）の認証を受けた自動車の分解整備事業者が行う自動車の点検・整備については、特定商取引法の適用対象外とすべきである。

「理由」

(1) 規制対象とされる理由が不明確

認証を受けた事業者が行う自動車の整備については、道路運送車両法に基づく遵守事項により消費者保護が図られており、特に問題が生じておらず、現時点で規制対象とされる理由が不明確である。

(2) 道路運送車両の安全の確保及び環境の保全に対する影響

自動車の点検整備は、道路交通の安全の確保、環境保全に大きな役割を果たしており、自動車整備事業者は、自動車使用者にかわり道路運送車両法の規定に基づき車検及び定期点検整備を実施し、安全の確保と環境保全に努めている。

今回の改正案により、全ての対象商品・役務が適用とされた場合、自動車整備事業者にとって、新たな負担が発生する。

特にクーリングオフが適用された場合、来店できない自動車使用者への点検整備の入庫促進が鈍化し、点検整備実施率の低下から安全、環境面に悪影響を及ぼすことが考えられる。

(3) 新たな負担増加

規制対象とされた場合、事業者に新たに大きな負担がかかり、その事業運営に悪影響を

及ぼすこととなる。

- ①受注した際、新たな書面（契約書等）の交付が必要となり、記載内容の変更等に伴う手間等の増加に加えて、印紙の貼付が求められなど整備業界に与える影響が大きい。
- ②契約書面交付から8日以内の間であれば消費者による無条件の申し込みの撤回（クーリングオフ）が可能であり、自動車の整備は契約後1～3日で作業が完了する場合が多いが、たとえ役務が完了していたとしても、悪質な消費者によりクーリングオフされる可能性がある。

この場合、役務に係る費用の返還をするばかりではなく、車検更新時に必要な法定費用（検査手数料、重量税費用等）の回収が出来なくなる恐れがあり、整備事業者に与える影響は、甚大なものがある。

3. 今後の対応

自動車整備業に対する特商法の適用に関する状況は以上のとおりです。

業界としては、日整連を通じ経済産業省に引き続き適用除外を強く要望しております。

なお、特定商取引法の基本的な解釈等に関するQ&Aを次のとおり記載します。

《 特定商取引法の基本的な解釈等に関するQ&A 》

（以下では、あくまでも通常の取引の場合の基本的な解釈について記載しています。）

販売類型の定義

Q 1. 整備事業者の場合、どのような取引方法を訪問販売というのか。

A : 次の①または②に該当する取引方法をいう。

- ①自動車ユーザーとの点検整備に関する契約の場所が自社の整備事業場以外の場所であるもの。
- ②自社の整備事業場での契約であっても、次のいずれかの顧客と契約するもの。
 - ・街頭などで呼び止めて整備事業場に同行したユーザー
 - ・目的を偽って整備事業場に来場させたユーザー（例えば、「あなたは選ばれたので〇〇〇を取りに来てください。」と告げる場合や、本来の契約の目的たる点検整備以外のものを告げて呼び出す場合などが該当する。）
 - ・特別に有利であるといって来場させたユーザー（例えば、「あなたは特に選ばれたので非常に安く買える。」等のセールストークを用いる場合はその真偽にかかわらず該当する。）

Q 2. 整備事業者の場合、どのような取引方法を電話勧誘販売というのか。

A : 次の①及び②の両方に該当する取引方法をいう。

- ①整備事業者からユーザーに電話をかけて点検整備を勧誘するもの。
- ②ユーザーが、整備事業者からの電話での勧誘により、点検整備を通信手段で申し込むもの。（勧誘された電話で申し込む場合だけでなく、一度電話を切って、改めて電話、ファックス、手紙、電子メールなど各種の通信手段で申込みをした場合も含まれる。）

Q 3. 整備事業者の場合、どのような取引方法を通信販売というのか。

A : 整備事業者が点検整備を新聞、雑誌、インターネット等で広告し、ユーザーから通信手段により申し込みを受けるもの。（但し、電話勧誘販売に該当するものを除く。）

なお、通信販売の場合には、クーリングオフは規定されていない。

訪問販売に該当する事例

Q 1. 整備事業者がユーザーの自宅を訪問して点検整備を勧誘した場合であって、その訪問時には契約をせず、ユーザーからの要請により整備事業者が、その後、自宅を訪問して契

約をした場合はどの販売方式に該当するのか。

A : 「訪問販売」であるが、法第26条第2項第1号の規定により、クーリングオフ等は適用されない。

Q 2. 新聞や雑誌等の広告を見て、ユーザーが整備事業場に自発的に電話をかけた場合であって、その電話においては点検整備の契約をせず、その後、ユーザーからの要請により整備事業者がユーザーの自宅を訪問して契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。

A : 「訪問販売」であるが、法第26条第2項第1号の規定により、クーリングオフ等は適用されない。

Q 3. 整備事業者がユーザーに電話で点検整備を勧誘した場合であって、その電話においては契約をせず、その後、ユーザーからの要請により整備事業者がユーザーの自宅を訪問して契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。

A : 「訪問販売」であるが、法第26条第2項第1号の規定により、クーリングオフ等は適用されない。

電話勧誘販売に該当する事例

Q 1. 整備事業者がユーザーに電話で点検整備を勧誘した場合であって、その電話において契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。(その後、整備事業者がユーザーの自宅を訪問して契約内容を明らかにした書面を交付する場合や、点検整備を受けるためにユーザーが整備事業場に来た際に当該書面を交付する場合を含む。)

【注】カッコ内の趣旨は、通常の自動車の点検整備の場合、実際の作業を整備事業場において実施するため、ユーザーが整備事業場に自動車を持ち込むか、または、整備事業者がユーザーの自宅に自動車を引き取りに行くことになることから、これらを想定したものである。

A : 「電話勧誘販売」に該当する。

Q 2. 整備事業者がユーザーに電話で点検整備を勧誘した場合であって、その電話においては契約をせず、その後、ユーザーが通信手段により契約した場合はどの販売方式に該当するのか。(その後、整備事業者がユーザーの自宅を訪問して契約内容を明らかにした書面を交付する場合や、点検整備を受けるためにユーザーが整備事業場に来店した際に当該書面を交付する場合を含む。)

A : 「電話勧誘販売」に該当する。

通信販売に該当する事例

Q 1. 新聞や雑誌等の広告を見て、ユーザーが整備事業場に自発的に電話をかけた場合であって、その電話において点検整備の契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。(その後、整備事業者がユーザーの自宅を訪問して点検整備を提供する場合や、点検整備を受けるためにユーザーが整備事業場に来店する場合を含む。)

A : 「通信販売」に該当する。

Q 2. 新聞や雑誌等の広告を見て、ユーザーが整備事業場に自発的に電話をかけた場合であって、その電話においては点検整備の契約をせず、その後、ユーザーが通信手段により契約した場合はどの販売方式に該当するのか。(その後、整備事業者が自宅を訪問して点検整備を提供する場合や、点検整備を受けるためにユーザーが整備事業場に来店する場合を含む。)

A : 「通信販売」に該当する。

特定商取引法に該当しない事例

- Q 1. 整備事業者がユーザーの自宅を訪問して点検整備を勧誘した場合であって、その訪問時には契約をせず、その後、ユーザーが整備事業場に来店して契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。
A : 特定商取引法には該当しない。
- Q 2. 新聞や雑誌等の広告を見て、ユーザーが整備事業場に自発的に電話をかけた場合であって、その電話においては点検整備の契約をせず、その後、ユーザーが整備事業場に来店して契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。
A : 特定商取引法には該当しない。
- Q 3. 整備事業者がユーザーに電話で点検整備を勧誘した場合であって、その電話においては契約をせず、その後、ユーザーが整備事業場に来店して契約をした場合はどの販売方式に該当するのか。
A : 特定商取引法には該当しない。

その他

- Q 1. 特定商取引法において、契約内容を明らかにした書面を交付する場合の契約の成立は、「ユーザーと整備事業者とが合意した時点」か、または、「当該書面がユーザーに届いた時点」のどちらになるのか。
A : 「ユーザーと整備事業者とが合意した時点」である。点検整備を受けるという基本的な合意で成立し、日程調整等の詳細の有無については問わない。

制動力及び前照灯照射方向の判定値が改正されました

保安基準の細目告示の一部改正及び審査事務規定の一部改正（平成20年2月1日）
施行期日 平成20年2月3日

1. 制動力の判定値の改正

制動力の総和の基準（検査時車両状態の重量の50%以上）の適用を受ける自動車について、降雨等の天候条件によりブレーキローラが濡れている場合には、制動力の総和が40%以上であれば適合とすることを規定した。（4-15-2-1、5-15-2-1）

対象自動車

ブレーキテスタを用いた検査において総和50%基準（被牽引自動車にあたっては制動力の和50%基準）が適用される自動車

単位	判定値	
	通常時（乾燥状態）	湿潤時
kgf	50%以上	40%以上
N/kg	4.90以上	3.92以上

〔指定整備記録簿の記載要領〕

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスターのローラーが濡れると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制動力				
	前	右	軸重	左右差
前 軸	前 右	1400 N	595 kg	100 N
	左	1500 N		0.17 N/kg
後 軸	前 右	N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
後 軸	後 右	N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
後 軸	後 右	800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
	左	700 N	3.41 N/kg	0.23 N/kg
計		4400 N	車両重量	湿 4.25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2.32 N/kg

(注) 制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記入する。

2. 走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の照射方向の判定値の改正

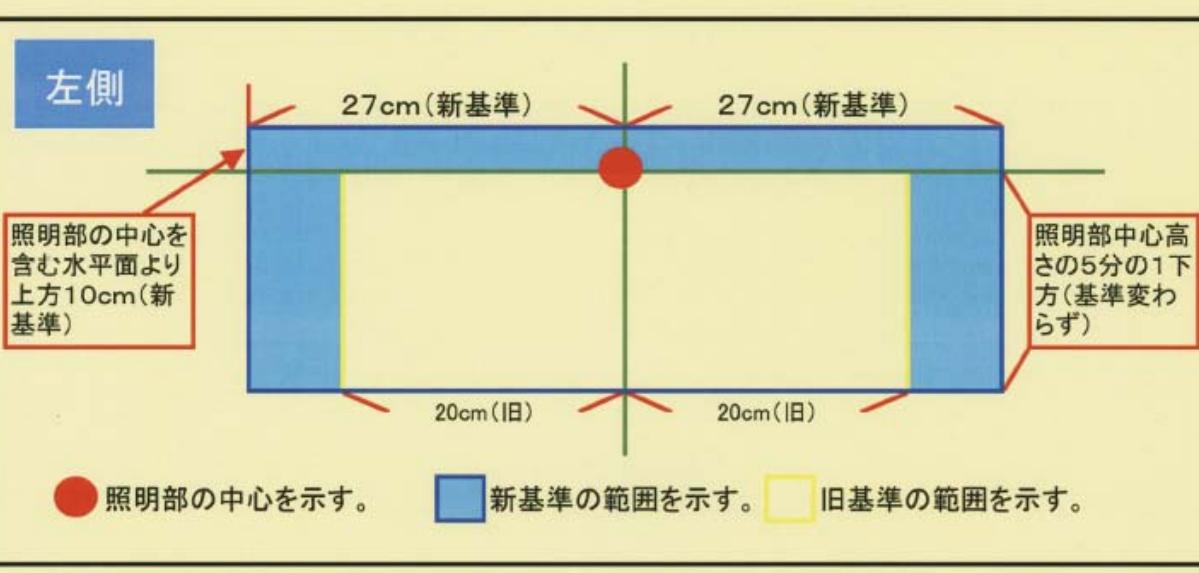
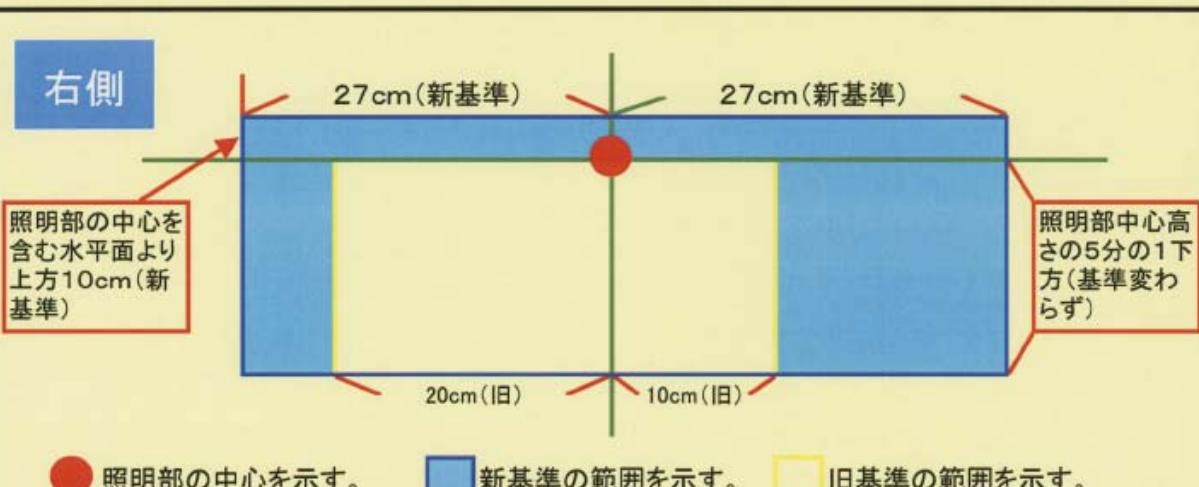
(1) 走行用前照灯の最高光度点の位置の範囲について、前方10mで上下方向は水平面より上方100mmから下方は前照灯取付高さの1/5まで、左右方向はそれぞれ270mmまでとした。

(4-57-2-1、5-57-2-1)

(2) すれ違い用前照灯のエルボ一点の位置の範囲について、前方10mで左右方向はそれぞれ270mmまでとした。

(4-58-2-1、5-58-2-1)

走行用前照灯



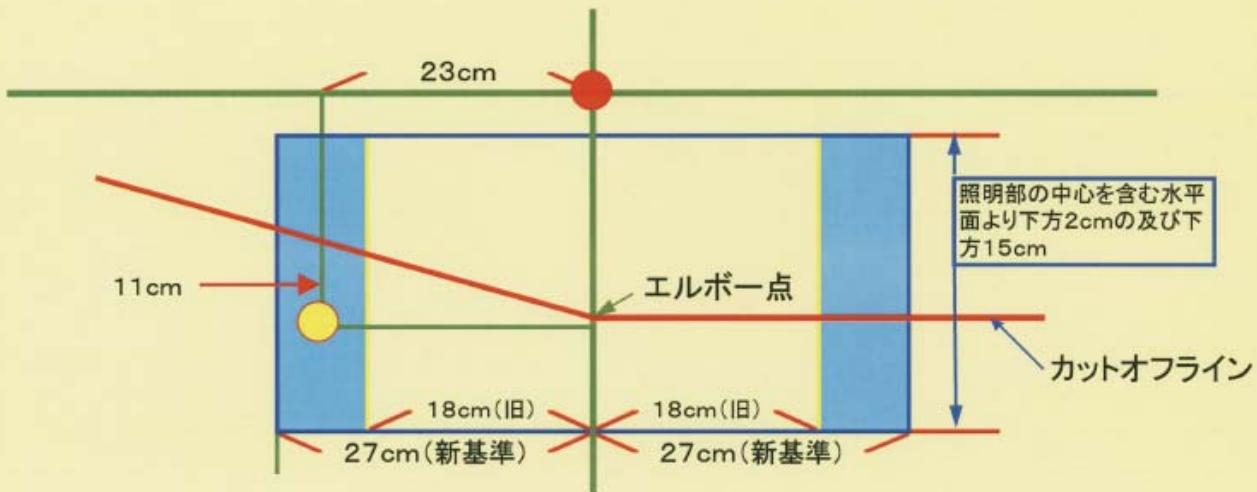
〔指定整備記録簿の記載要領〕

(1) 走行用前照灯の検査により判断した場合

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	58 cm	58 cm
光軸	手上 5 cm	下 10 cm
軸	左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度	主×100 160 cd	主×100 160 cd
	副×100 cd	副×100 cd

(注) 上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

すれ違い用前照灯（左右共通）



● 照明部の中心を示す。

■ 新基準の範囲を示す。

□ 旧基準の範囲を示す。

○ 光度測定点を示す。

※ 参考までにカットオフラインの標準位置を示している。

なお、技術情報2月号（No.451）のP2～3も参照下さい

継続検査等における「オパシメータ測定車（国産車）」の判断方法について

平成19年9月1日以降に型式指定の申請等を行ったディーゼル車は、原則、オパシメータにより検査を行うこととされました。継続検査等において、オパシメータ測定車（国産車）を判別する方法について国土交通省より次ぎとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、平成22年9月30日までの間は、経過措置としてオパシメータ測定車を黒煙測定器により検査することが認められております。

1. 継続検査及び構造等変更検査における判別方法

次のいずれかに該当するディーゼル車

（1）自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの※

（2）型式指定自動車であって、自動車検査証の型式指定番号が「16000」以降のもの

※オパシメータ測定車のうち、平成20年3月31日以前に登録された型式指定車の自動車検査証には、初回車検までの間、当該記載が行われません。（これらの車両は、（2）の型式指定番号により判別する）

2. 新規検査及び予備検査における判断方法

次のいずれかに該当するディーゼル車（特殊自動車を除く）

（1）型式指定自動車であって、完成検査終了証の型式指定番号が「16000」以降のもの

（2）一酸化炭素等発散防止装置指定自動車であって、排出ガス検査終了証の装置型式指定番号が「G-2001」以降のもの

（3）新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く）

- であって、諸元表の新型届出年月日が平成19年9月1日以降のもの
(4) 非認証車（黒煙50%規制車及黒煙40%規制車を除く）であって、平成19年9月1日以降に新規検査をうけるもの

指定自動車整備事業者等講習会開催について

標記講習会について、山梨運輸支局の協力により下記にて開催致します。

受講対象者は、必ず受講されますようご連絡いたします。

記

- 受講対象者 ①指定自動車整備事業者
②事業場管理責任者
③保安基準適合証交付者
④主任技術者
⑤その他指定自動車整備事業に携わる中間管理者

- 開催日時 平成20年2月28日（木）

午前の部	受付	9:00～9:30	保適交付者・中間管理者 主任技術者
	講習	9:30～12:00	
午後の部	受付	13:00～13:30	指定整備事業者 事業場管理責任者
	講習	13:30～16:00	

- 場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

- 講習修了証明 受講修了証明を致しますので、技能者手帳を必ず
ご持参下さい。

- 受講料 1名 2,000円

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
12月17日（月） 13:30～16:00	県立美術館前	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 甲府西支部 6名 振興会 2名	総検査車両数 163台 不良車両数 21台 内整備命令 1台 口頭警告 20台 車検切れ 1台

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
1月17日（木） 13:30～16:00	日下部警察署構内	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 日下部支部 6名 振興会 2名	総検査車両数 123台 不良車両数 14台 内整備命令 1台 口頭警告 13台 車検切れ 0台

当日、ご協力頂いた甲府西支部・日下部支部の皆様、ありがとうございました。

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について
(関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、標記の顕彰制度を環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会に協力し、次ぎにより推薦します。

『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

(社) 山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会長は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 平成20年3月31日（月）まで
2. 申請方法

申告用紙（表彰申請用紙）は振興会ホームページの「会員ページ」からダウンロード、もしくは指導・教育部門窓口に用意されています。申請を希望される事業場は、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成20年4月10日（木）

○振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請
 平成20年4月15日（火）
 ○環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請
 平成20年4月下旬から5月上旬
 ○支局現地審査

なお、環境に優しい優良事業者審査基準をご参考下さい。

区分	項目	基 準
マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、電子マニフェスト又はA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、紙の場合B1以下の票を、棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの電子管理又は交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを5年間保管している。 2. 5年の実績がない場合は、全て（最も古い物から最も最近の物まで）保管している。 3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を山梨県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①電子マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。 2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。
	②事前選別を実施しているか	1. 廃油、廃ラジエータ液（LLC）、燃料、廃バッテリー等を事前選別し処分業者に排出している。
	③自動車リサイクル法に基づく適正処理をしているか（フロン）	1. 自動車リサイクル法に基づく引取・回収事業者の登録をしている。 2. 使用済み自動車から回収したフロンを自動車リサイクル法に基づくフロン回収システムで破壊処理している。また、整備車両から回収したフロンも適正に処理をしている。
	④フロン回収実績表を作成し回収・破壊の把握をしているか	1. フロンの回収実績表を作成し、回収・破壊の把握をしている。
	⑤自動車リサイクル法に関し、適切な情報提供をしているか	1. 使用者に、自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報を提供している。
	⑥エアバッグを適正処理しているか	1. 自動車リサイクル法に基づく解体業者の登録をしており、使用済み自動車等のエアバッグを適正処理している。又は、自動車リサイクル法に基づく解体業者に引き渡している。

廃 品 の 処 理	①マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 廃部品等（廃油、廃ラジエータ液（LLC）、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、マニフェストを交付している。
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等により地下浸透防止対策を施している。 2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流出防止対策を施している。
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。 2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	1. タイヤ販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	1. 自動車電装品販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	1. 塗料からシンナーを除去する装置を保有し適正に処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
環 境 保 全 の 向 上	①自動洗車機の設置届出をしているか	1. 山梨県知事に届出している。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村に届出している。
	③塗装ブースの設置届出をしているか	1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。
	④汚泥の処理についてマニフェストを交付しているか	1. 廃棄物処理法に基づき処分業者と個別に委託契約している。
	⑤作業場、駐車場にオイルがこぼれていなか	1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液（LLC）の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。 2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていないか	1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽の清掃を定期的に実施し、オイル等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について、新部品を使用した時との価格差を含め情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑤リサイクル部品を積極的に使用しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。

経営委員会が開催されました

標記委員会が開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成20年1月28日（月）15：00～17：30
- ◇ 場 所 振興会 会議室
- ◇ 出席者 清水委員長、新海副委員長、村松委員、横森委員、石原委員、西海委員、福田委員
- ◇ 協議事項
 - (1) 定期点検整備の普及推進と入庫促進について
 - ・点検整備普及拡大のPR機会とするための街頭検査の具体的実施方法を協議
 - (2) 各種イベント・街頭検査等で使用する会員統一ジャンパー作成について
 - ・業界近代化対策費による作成の検討
 - (3) 社会貢献事業（子ども110番のお店）の実施について
 - ・今年度の学校訪問について（3月、若しくは20年度4月予定）
 - (4) 自動車整備事業場の環境対策について
 - ・環境指向型整備事業場への意識高揚
 - 「グリーン工場への挑戦」パンフレット配布
 - ・環境指向型整備事業者関東運輸局山梨運輸支局長表彰候補者推薦
 - (5) その他

平成19年度整備主任者（技術）研修の開催について

標記技術研修については、自動車分解整備事業者の遵守事項により受講義務とされる研修です。つきましては、必ず貴事業場において該当する整備主任者を受講させるようお願い致します。なお、研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

※ すでに該当支部において研修が終了している未受講の事業所は、下記日程に必ず受講されますようお願い致します。

- ◇研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）
- ◇研修場所 振興会教室・実習場
- ◇研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇研修内容 (学科) ①新型車・新機構について
(実習) ①平成17年度排出ガス規制適合車エンジンの構造・機能及び点検・整備
- ◇受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
- ◇研修時間 受付 9：00～ 9：30
研修 9：30～17：00

◇研修日程

回数	月 日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	担当		
					実技	学科 (小型)	学科 (大型)
13	2月 7日	木	韮崎 上野原	40	スバル	スバル	日産ディーゼル
14	2月 14日	木	南アルプス南 東八②		45	日産	日産 ふそう
15	2月 21日	木	その他	20	トヨタ	トヨタ	日産ディーゼル

※振興会研修受講予定者（振興会より開催通知が届いた事業場）で、ディーラー研修を受講された方は振興会教育課まで連絡をお願いします。

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成19年度第2回自動車整備士技能登録試験（平成20年3月23日（日）実施）を受験しようとする者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので受講をお勧め致します。

◇種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

◇研修日

第1日	3月 4日（火）	9:10～16:00
第2日	3月 8日（土）	9:10～16:00
第3日	3月13日（木）	10:00～16:00

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等

※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆2級ガソリン自動車

☞ 2級ガソリンエンジン・シャシ編 法令教材

◆3級自動車ガソリン・エンジン

☞ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇受講料 2級、3級・・・15,000円（資料代含む）

◇受付期間 1月21月（月）～2月22日（金）

◇申込方法 申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。